

令和4年7月26日	
所 属	災害対策課
所属長	森本 仁信
電 話	06-6489-6165

災害時等の無人航空機の運用に関する協定を締結します

尼崎市では、災害発生時において、無人航空機による災害情報の収集等を行うため、株式会社T&T JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー兵庫校と「災害時等における無人航空機の運用に関する協定」を締結します。

1 協定締結式

日時：令和4年8月3日（水）午後1時30分～午後2時00分

場所：尼崎市役所 南館2階 市長室

出席者：尼崎市長 稲村 和美

株式会社T&T JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー兵庫校

会長（校長） 前田 稔朗

代表取締役(教頭) 前田 純子 他

2 協定内容

災害時においては、急性期（発災後72時間～1週間程度）における「映像・画像等の情報収集」、「物資搬送」、「スピーカードローンによる情報発信」等の協力業務、また、平常時においては、防災総合訓練への参加協力や市職員の知識や技術の習得への協力。

【令和3年度防災総合訓練におけるドローン実証実験の様子】



3 協定書

別紙のとおり

以 上

災害時等における無人航空機の運用に関する協定

令和 年 月 日

甲 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
代表者 尼崎市長 稲村 和美 印

乙 兵庫県佐用町豊福278番地
株式会社T&T
JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー兵庫校
代表者 校長 前田 稔 朗 印

尼崎市（以下「甲」という。）と株式会社T&T JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー兵庫校（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等における無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において情報収集等のため必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（協力業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

- (1) 災害対応等に必要映像、画像等の情報収集に関する業務
- (2) 災害地図の作成等の災害支援に関する業務
- (3) その他甲が必要と認める業務

2 乙に特別の理由があるときは、この協定の違反等の責任を負うことなく、前条に規定する甲の要請に応じないことができる。

（要請の方法）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、協力業務の内容、実施場所及び実施期間その他必要事項を明らかにした協力要請書（別記様式）を乙に交付することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等通信手段により要請した上で、事後において協力要請書を提出することにより協力要請に代えることができる。

（協力業務の実施）

第5条 乙は、前条による協力要請を受けたときは、直ちに協力業務に必要な無人航空

機及び資機材並びに人員を出動させ、甲が指定する指揮者の指示に従い協力業務を実施するものとする。

(安全の確保等)

第6条 甲が指定する指揮者は、乙の構成員に対し協力業務の内容に応じた安全の確保等に十分配慮するものとする。

(業務報告)

第7条 乙が第5条の規定により協力業務を実施したときは、当該協力業務の完了後速やかに、その実施した協力業務の内容を甲に報告するものとする。

(映像等の所有権)

第8条 この協定に基づく協力業務による映像、画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像を甲の許可なくインターネット、テレビ放送その他の特定の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

(費用の負担)

第9条 協力業務の実施に要する費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協力業務の責任負担)

第10条 協力業務の実施において発生した事故の一切の責任は乙が負い、乙の責任において誠実に処理しなければならない。

2 乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。

3 収集した情報の利用は、甲が指定する指揮者が判断を行い、乙は責任を負わない。

(平常時の取組み)

第11条 甲乙は、無人航空機の運用方法等について、定期的に確認を行うこととする。

2 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等や市職員の知識や技術の習得に協力するものとする。

3 甲乙の連絡担当者に変更があった場合は、速やかに報告するものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協議に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するとし、甲又は乙から文書による協定解除の申出がない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を称するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。
(以 上)

別記様式（第4条関係）

年 月 日

株式会社 T&T
JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー
兵庫校長 あて

尼崎市 長

協力要請書

災害時等における無人航空機の運用に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所 属	職 名
	氏 名	電 話
電話、FAX 等による要請日時	年 月 日 ()	午前・午後 時 分頃
要 請 内 容		
場 所		
期 間	年 月 日 から 年 月 日	
備 考		